

『労働者派遣事業報告書』 添付書類に係る確認

労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定を締結していますか。

- ☐ 締結している。 →「労使協定の写し(2部)」の添付が必要です。
- ☐ 締結していない。

上記、労使協定を締結しているに☑された場合には、下記につきましても確認をお願いします。

労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更されていますか。

(例)労使協定の有効期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

一般賃金の変更：令和7年4月1日

⇒令和7年3月31日までに、「労使協定に定める派遣労働者の賃金額は、令和7年度に適用される一般賃金の額と同額以上であること」を確認し、その書面を労使協定に添付する必要があります。

- ☐ 変更されている。
→「労使協定に定める派遣労働者の賃金額が、一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書面(2部)」も添付が必要となります。
- ☐ 変更なし

労使協定に就業規則等を準用する箇所
(〇〇については、就業規則第〇条を準用する等の記載) がありますか。

- ☐ 準用する箇所がある。
→当該準用箇所の「就業規則等の該当する部分の写し(2部)」も添付が必要となります。
- ☐ 準用する箇所はない